

「福島県農林水産部現場技術業務共通仕様書」新旧対照表

改正 (新)	現 行 (旧)
<p style="text-align: center;">福島県農林水産部現場技術業務共通仕様書</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-9条 (略)</p> <p>第1-10条 成果物の提出</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議(以下、「事前協議」という。)により決定するものとする。</u></p> <p><u>なお、電子による検査が困難な場合、発注者が A3 版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。</u></p> <p><u>6 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。</u></p> <p><u>なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</u></p> <p><u>7 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に適合していること、CAD ソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">福島県農林水産部現場技術業務共通仕様書</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-9条 (略)</p> <p>第1-10条 成果物の提出</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>[追加]</u></p> <p><u>[追加]</u></p> <p>5 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「<u>要領</u>」に適合していること、CAD ソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</p> <p>(以下略)</p>